

ゲリラや特殊部隊による攻撃における避難実施要領の様式

避難実施要領

埼玉県美里町長

年 月 日 現在

1. 警報の内容		
現状		
予測		
住民への周知 (内 容)		
(方 法) ※状況に応じた複数選択とする	エリアメール、防災みさと、防災無線登録制メール、町公式LINE、広報車 等	
気象状況 (天 候)		
(気 温)		
(注 意 報)		
(警 報)		
2. 都道府県知事による避難の指示 (国民保護法第54条関係)		
要避難地域		
避難先地域		
関係機関が講ずべき措置 (消防署・本部)		
(消防団)		
(警察署)		
(自衛隊)		
(その他)		
避難方法・行動		
県発信先 (部 署)		
(連絡先)		

3. 避難の方法に関する事項（国民保護法第61条第2項第1号）

要避難地域	(大字)		
	(行政区)		
要配慮者利用施設の (有の場合、施設名を記入)	有 無		
避難先地域	(大字)		
	※町外の場合は大字と行政区の表記を削る (行政区)		
一時集合場所			
集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			

4. 避難の実施に関し必要な事項（国民保護法第61条第2項第3号）

避難施設	(名称)		
	(住所) (連絡先)		
避難時の準備等	(携行品)		
	(服装)		
	(その他)	日頃から、ハザードマップ「みさと防災」で、町内の危険箇所やどのような避難場所があるのか把握しておく。	
注意事項			
立入禁止、通行止め箇所等			
追加情報等の伝達方法			

5. 避難住民の誘導に関する事項（国民保護法第61条第2項2号）	
避難誘導の方法	
職員の配置 (場 所)	
(人 数)	
(判 別)	現地人員等、住民への対応となる職員は、避難実施にあたって配置した職員であることが判別できるよう、身分が確認できるプレートを貼付したビブスを着用する。
職員への連絡・指示方法	携帯電話、デジタル簡易無線機、トランシーバー
要配慮者利用施設への対応	
6. 住民の行動（基本的な避難行動・前提）	
攻撃開始前	発生箇所が特定できる場合、該当地域から退避し、建物へ逃げ込む。しかし、急襲的な事案や突発的な被害となることが想定されるため、事後に避難指示が出されることがある。 一般的に被害は比較的狭い範囲となるが、攻撃を受けた施設によっては二次被害発生も想定される。
攻撃開始後	攻撃当初は屋内に一時避難し、情報収集を行う。屋外での移動の安全が確認されたら、適当となる避難先へ移動する。 NBC兵器を使用した攻撃であった場合は、「弾頭ミサイル攻撃における屋内避難実施要領」に準じて避難する。
7. 緊急時の連絡先・担当	
美里町国民保護対策本部 (主管課) (電 話)	
8. 関係機関の意見等（状況や必要に応じた聴取先であり、全てに聴取ではない）	
児玉郡市広域消防本部 美里分署 電 話：0495-76-1119	
児玉郡市広域消防本部（代表・総務課） 電 話：0495-24-0119	
美里町消防団（団長・副団長） 電 話： ：	
児玉警察署 東児玉駐在所 電 話：0495-76-1178	

児玉警察署 大沢駐在所 電 話：0495-76-0442	
児玉警察署 電 話：0495-72-0110	
自衛隊埼玉地方協力本部（総務課） 電 話：048-831-6043	
埼玉県危機管理防災部 危機管理課 電 話：048-830-8131 時間外：048-830-8111	
以下、その他	

※1～8の各項目について、明らかでない事項や当該避難実施において重要ではないと判断される事項については省略し、記入できる範囲のもので実施要領を迅速に作成する。
 また、必要に応じて添付図等を活用し、本文記入に代えること。